

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
平成30年 6月 15日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 瀬戸市東長根町32	
氏 名 株式会社 カンヨー	
取締役社長 山中 俊博	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 (0561) 82-9115	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社カンヨー 共栄工場
事業場の所在地	瀬戸市共栄通7丁目90番地
計画期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	32. その他の製造業
②事業の規模	405 (百万円)
③従業員数	14 (人)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥 工場内工程排水→シクラーにて沈降→真空濾過機にて脱水→埋立処分先へ移送→埋立処分

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

推進総括者(事業部長)

↓

責任者(工場担当者・生産部長)

↓

責任者補佐(係長)

↓

監督責任者(設備担当)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	121, 370 t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 受け入れる原材料の内、一次加工が施してあり、廃棄物の発生量を抑えることが出来るものの積極的な使用		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	115, 000 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 上記原材料の受入れ量を少しでも増やし、使用割合を高くする		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 特に無し
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 特に無し

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	539 t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 特に無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	600 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 特に無し		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	84,960 t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 真空濾過機の濾布交換を定期的に行い、脱水能力の低下程度を最低限に抑える ・ 真空濾過機に休止時間を設け、汚泥をシッター内に留めておく時間帯を作る（＝濃い汚泥を作り、効率良く処理するねらい）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	80,500 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 上記取り組みの継続		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施の予定無し		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	35,871 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の減量を図る		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全 処 理 委 託 量	33,900 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・再生利用業者への処分委託量を増やすべく、更なる働きかけ ・再生利用業者の新規開拓		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。